

訪問看護サービス重要事項説明書
(訪問看護・介護予防訪問看護)

株式会社 3' s peace
訪問看護事業所 MOI

訪問看護重要事項説明書

〈2024年12月1日現在〉

1. 運営法人の概要

名 称	株式会社 3' s peace
代表者名	代表取締役 山口 真
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県坂戸市南町6番1号 (電話) 049-299-6612

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護事業所 MOI
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘5丁目27-11-103 ベルメゾン鶴ヶ島 (電話) 080-3463-2401
事業所番号	1166290167
管理者の氏名	林 美友起

(2) 事業所の職員体制

管 理 者	1名 (常勤)
看護師 (准看護師)	2名 (常勤換算)
事 務 員	1名

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務
看 護 師 准 看 護 師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 夜間対応に関しては、交代制となっています。
事 務 職 員	1名

(4) サービス提供地域

サービス提供地域	坂戸市/鶴ヶ島市/鳩山町/東松山市
----------	-------------------

(5) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日、祝日 土日・年末年始 (12月29日~1月3日) は原則として お休みさせていただきます。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

3. サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

4. 費用

- (1) 介護保険の適用がある場合の利用者負担金は、別表の通りです。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (3) 交通費は、2の（4）の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。
- (4) サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。
- (5) 日常生活上、必要な物品購入に関する費用は、利用者の自費負担となります。
- (6) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。無断キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。
キャンセル料 2,000円
- (7) 利用料等のお支払方法

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	<p>利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
① お支払い方法等	<p>サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み 埼玉縣信用金庫 鶴ヶ島北支店 普通 8319948 株式会社 3' s peace 代表取締役 山口真</p> <p>(イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ) 現金支払い</p> <p>お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

5. 事業所の特色等

- (1) 事業の目的

疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、看護師等が訪問して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者（介護予防にあたっては要支援者）の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

※訪問看護指示書料 300 点が医療機関からの請求となります。詳しくは訪問看護指示書発行医療機関にお問い合わせください。

- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(3) その他

事 項	内 容
訪問看護計画書 及び 訪問看護報告書 について	<p>利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成します。</p> <p>訪問看護報告書は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載し、主治医に定期的に提出します。</p> <p>訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行います。</p>

6. 衛生管理等

- (1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化（担当者） 虐待防止責任者

- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

- (1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口	(担当者) 林 美友起 (電話) 080-3463-2401
------	-----------------------------------

※相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。
不在の場合でも、対応した者が必ず管理者、担当者に引き継ぎます。

- (2) その他、お住まいの市役所及び埼玉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

市 町 村	窓 口	電 話 番 号
坂戸市	坂戸市役所高齢者福祉課	049-283-1331 内線 438
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市介護保険課	049-271-1111
東松山市	東松山市高齢介護課	049-323-2221
鳩山町	鳩山町長寿福祉課	049-296-3390
埼玉県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口		048-824-2568

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主 治 医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電 話 番 号	

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

サービス内容・ 重要事項説明書の 説明年月日	令和 年 月 日
------------------------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	法人所在地	埼玉県坂戸市南町6番1号
	法人名	株式会社3's peace
	代表者名	代表取締役 山口 真
	事業所名	訪問看護事業所 MOI
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

ご利用者様	住 所			
	氏 名			
代筆の場合の代筆者氏名 (ご利用者様との続柄等)			続柄等	
代理人 (成年後見人等)	住 所			
	氏 名			